

函館市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、競輪事業部を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年5月27日

函館市監査委員 渡辺 宏 身
函館市監査委員 植松 直
函館市監査委員 北原 善 通
函館市監査委員 茂木 修

平成 25 年度 定期監査結果報告書（競輪事業部）

1 監査の対象部局

競輪事業部

2 監査の対象

財務監査

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日までに執行された
収入事務、支出事務、契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成 25 年 12 月 3 日から平成 26 年 3 月 25 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記の事務を対象として調査事項を定め、関係法令等および予算に基づき、適正に執行されているかについて実施し、監査にあたっては、抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 全般的な事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては、歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿、支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

なお、平成 25 年度の自転車競走事業特別会計においては、特別競輪の開催がなかったものの、ナイター競輪の売上げが増加したことや開催経費の減などにより、単年度収支で約 3,600 万円の黒字となる見込みであるが、約 5 億 8,700 万円の累積赤字が解消されていない状況にあり、平成 26 年度の歳入からの繰上充用により、歳入不足を補填することとしている。

平成 26 年度においては、ガールズケイリンの開催による競輪ファン層の拡大を図るとともに、平成 27 年度の新幹線開業を見

据えた特別競輪の開催誘致など、収益向上への取り組みを一層強化し、早期に累積赤字の解消に努められるよう意見として要望する。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 支出事務について

支出事務においては、臨時場外車券売場開設経費を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。